

平成 30 年度における保険者機能強化推進交付金について

1 保険者機能強化推進交付金

介護保険法第 122 条の 3 第 1 項の規定に基づく交付金で、市町村による高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を支援することを目的としています。

取組の内容は、国、県、市及び第 2 号被保険者の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に交付金を充当して、市が行う地域支援事業等を充実し、高齢者の自立支援・重度化防止・介護予防等に必要な取組とされています。

2 交付金の算定

市町村の取組状況に応じて、厚生労働大臣が必要と認めた額を基準額としています。

基準額の算定方法は、「市の評価点数×第 1 号被保険者数」により算定した点数を基準として、全市町村の「評価点数×第 1 号被保険者数」の合計に占める割合に応じて予算の範囲内で交付されます。

平成 30 年度の予算は約 200 億円のうち、市町村交付分は約 190 億円です。

3 評価指標の該当状況

2 の算定に必要な「平成 30 年度保険者機能強化推進交付金に係る評価指標」の該当状況を厚生労働省へ 10 月に提出しました。

評価指標の「時点」については、「平成 30 年 9 月末時点での実績が対象」のものと「予定を含め、平成 31 年 3 月までの実績が対象」のものがあります。

4 本市の該当状況結果

裏面のとおり、612 点中 520 点でした。

交付金配分額は、7,885 千円で、平成 31 年 1 月に交付申請をしました。

5 今後の予定等

平成 31 年 3 月 交付決定

◎平成 31 年度保険者機能強化推進交付金

自己評価指標は、平成 30 年度実績

時点は、平成 31 年 3 月末時点で統一予定

予算案は、平成 30 年度と同額の約 190 億円

平成 31 年 4 月 自己評価提出（平成 30 年度評価指標結果により点数の増減調整あり）

7 月 交付金内示

12 月 交付予定

平成 30 年度 保険者機能強化推進交付金該当状況調査結果

評価項目	満点	評価点数
I PDCA サイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築	82	75 点
II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進	460	375 点
(1) 地域密着型サービス	40	30 点
・保険者の方針に沿った地域密着型サービスの整備を図るため、保険者独自の取組を行っているか	(10)	(10)
・所管する介護サービス事業所について、指定の有効期間中に1回以上の割合で実地指導を実施しているか	(10)	(0)
(2) 介護支援専門員・介護サービス事業所	20	20 点
(3) 地域包括支援センター	150	115 点
①地域包括支援センターの体制に関するもの	(50)	(50 点)
・地域包括支援センターの3職種一人当たり高齢者数の状況が1,500人以下 (→1,149人)	(10)	(10)
②ケアマネジメント支援に関するもの	(30)	(30 点)
・地域包括支援センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会等の開催計画を作成しているか	(10)	(10)
③地域ケア会議に関するもの	(70)	(35 点)
・地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングする仕組みを構築し、実行しているか	(10)	(0)
・複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市へ提言しているか	(10)	(5)
・地域ケア会議の議事録や決定事項を構成員が共有するための仕組みを構築しているか	(10)	(0)
(4) 在宅医療・介護連携	70	70 点
(5) 認知症総合支援	40	30 点
(6) 介護予防／日常生活支援	80	80 点
(7) 生活支援体制の整備	40	30 点
(8) 要介護状態の維持・改善の状況等	20	0 点
III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進	70	70 点
(1) 介護給付の適正化	60	60 点
(2) 介護人材の確保	10	10 点
合 計	612	520 点